

2018年7月3日(火)第6面

オオバが参画

越谷の生産緑地区画整理

3月事業認可へ

【越谷】オオバ(目黒区)は、埼玉県越谷市で生産緑地土地区画整理事業に参画する。個人施行同意

方式を採用し、地権者(1人)の同意を得て同社が施行者となる。事業期間は6月～2020年8月を予定。19年3月の事業認可を目指している。事業区域は、越谷市内

の面積約5750平方メートル。約2400～2500平方メートルの生産緑地や宅地化農地、地権者の自宅がある。敷地は不整形かつ中央に流れる排水路で分断されている。住宅の老朽化も課題となっている。区画整理では、水路を付け替えて宅地を整形化する。点在する生産緑地

を集約し、将来の相続対策のための接道確保。南北にアクセス可能な道路や公園などの公共用地も整備する。集約化によって生まれる保留地は19年度以降に売却を進める。調査設計や実施設計、測量、事務業務などはオオバが手掛ける。造成工事は協力会社に発注する

見込みだ。

◇◇◇

生産緑地の所有者は固定資産税や相続税の減税が受けられる一方で、終身の営農義務が生じた

を立ち上げた。生産緑地の継続・解除、相続対策、土地活用をはじめとする相談に対して、生産緑地を継続したままでも土地の整備が可能な土地区画整理などの手法を用いて解決策を提案している。

り、相続税の納税猶予制度を併用している場合は生産緑地が解除された際に猶予開始時期にさかのぼって利子が課税される「さかのぼり課税」の問題がある。

この現状を受け、オオバは15年8月、生産緑地所有者に対するコンサルティングサービスとして「生産緑地パートナーズ」